

## 九州大学大学院歯学研究院等動物実験委員会内規

### (設置)

第1条 九州大学大学院歯学研究院及び九州大学病院（口腔保健科、口腔機能修復科、口腔顎顔面外科、口腔総合診療部及び特殊歯科総合治療部）（以下「歯学研究院等」という。）に、九州大学動物実験規則（平成17年度九大規則第14号。以下「規則」という。）第7条及び九州大学動物実験委員会規程（平成16年度九大規程第195号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、九州大学大学院歯学研究院等動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画及び承認を得た動物実験計画の変更について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、事前審査を行い、その結果を、歯学研究院長又は病院長に報告すること。
- (2) 実験動物の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に努めること。
- (3) 動物実験等において、感染、環境汚染その他の事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故の経緯、事後の処理等について、歯学研究院長又は病院長に報告すること。
- (4) 動物実験の実施について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、自己点検・評価を行い、その結果を、歯学研究院長又は病院長及び九州大学動物実験委員会に報告すること。
- (5) その他歯学研究院等における適切な実験動物の飼養保管及び動物実験等に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 歯学研究院等の専任の教員のうちから選ばれた者 4人
  - (2) 規則第8条に規定する歯学研究院等の部局動物実験主任者（以下「部局主任者」という。）
- 2 前項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、歯学研究院長が任命する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

### (議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (専門委員会)

第7条 委員会に、専門的事項の調査審議及び実験動物の飼養保管業務に関する情報伝達を行うため、九州大学大学院歯学研究院等動物実験専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、実験動物の飼養保管及び動物実験等を行う研究分野の教員各1人をもって組織する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員会に委員長を置き、部局主任者をもって充てる。

(動物実験等の事前審査)

第8条 委員会は、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に基づき、速やかに、事前審査を開始しなければならない。

2 委員は、自ら動物実験責任者となる計画の事前審査に加わることができない。

(動物実験等の迅速審査)

第9条 委員会は、次のいずれかに該当するときは、委員長又は部局主任者による迅速審査に委ねることができる。

(1) 実験実施者(実験責任者を除く。)に関する変更の審査

(2) 実験実施期間の短縮に関する変更の審査

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、病院事務部研究支援課の協力を得て、医系学部等事務部学術協力課において処理する。

(補足)

第11条 この内規に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員会が定める。

附則

1 この内規は、平成12年4月1日から施行する。

2 九州大学歯学部動物委員会規則(昭和58年9月28日施行)は、廃止する。

附則

1 この内規は、平成13年7月1日から施行する。

2 この内規施行後最初に任命される第7条第2項の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附則

1 この内規は、平成14年4月1日から施行する。

2 この内規施行後最初に任命される第7条第2項の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附則

この内規は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成20年9月10日から施行する。

附則

この内規は、平成22年2月1日から施行する。

附則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。